

事務連絡
令和2年12月1日

各都道府県総務部
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局
(人事担当課扱い) } 御中

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

令和2年度「テレワーク月間」へのご協力につきましては、「令和2年度「テレワーク月間」へのご協力のお願い」(令和2年10月30日付け総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・内閣官房・内閣府連名文書)において依頼したところですが、本日、閣議後閣僚懇において西村国務大臣から別紙のとおり、感染拡大を防止するため、テレワークの実施に改めて取り組むよう御発言があったところです。

各地方公共団体におかれましても、人と人の接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの導入、実施等について積極的な取組をお願いいたします。

特に、テレワーク未導入団体においては導入の検討をこの機に早急に進めていただくとともに、導入済み団体においては、これまで実施したテレワークにおける課題や工夫を踏まえた業務体制の構築や、更なる利用促進に向けた環境整備に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましても、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

(添付参考資料)

令和2年12月1日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について」

【連絡先】

自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室 安藤・山田
メール：koumuinka-chosa@soumu.go.jp
電話：03-5253-5546 (直通)

人と人との接触機会を減少させ、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを少しでも減少させるため、

①自らの所属省庁においても、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただく、

②所管する関係団体等に対して、引き続き、テレワークの推進にできるだけ取り組んでいただくよう働きかけていただく、

という2点へのご協力をよろしくお願いいたします。

事務連絡

令和2年12月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について
(依頼)

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が、11月以降増加傾向が強まり、2週間で2倍を超える伸びとなるなど、過去最多の水準となっており、最大限の緊張感をもって対応する必要がある状況です。

11月27日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理からは、感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただきました。

そこで、本日の閣議後閣僚懇において西村国务大臣から御発言がございましたとおり、関係省庁におかれましては、人と人との接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、11月のテレワーク月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、神前、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp

yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp

shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp

daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp

hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp

takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの実施について

令和二年十二月一日（火）閣僚懇

西村 国務大臣 発言要旨

一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたテレワークの推進について、御協力をいただき御礼申し上げます。

二、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は、十一月以降増加傾向が強まり、二週間で二倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっています。

三、十一月二十七日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、総理から感染拡大を何としても乗り越え、国民の命と暮らしを守り抜くため、対策に全力で取り組むよう御指示をいただいたところです。

四、そこで、関係省庁におかれましては、人と人の接触機会を減少させ、感染拡大を防止するため、十一月の推進月間に引き続き、テレワークの実施に改めて取り組んでいただくとともに、所管の関係団体においてもテレワークの実施が推進されるよう、情報提供や指導を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。